

小森哲也 提出 学位申請論文（課程博士）

『東国における古墳の動向からみた律令国家成立過程の研究』

審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、序章、第1章先行研究の整理、第2章しもつけ古墳群にみる東国社会の一側面、第3章遺跡・遺物が語る律令国家への道程、第4章埋葬施設にみる広域地域間交流の実態とその背景、第5章東国各地の首長墳の地域相にみる独自性と共通性、終章古墳時代終末期から律令国家成立期の東国、からなる。

序章では、古墳時代後期のしもつけ古墳群の首長墳である前方後円墳の特徴として、①低平な墳丘第1段（基壇）を有すること、②内部主体が大型の凝灰岩切石を用いた石棺式石室であること、③石棺式石室が後円部でなく前方部に築かれることを挙げ、かつ、前方後円墳終焉後に築かれた円墳や方墳の首長墳にも①と②が継続されることを提示する。また、①国家の成立と古墳時代との関係に関する考古学と文献史学の研究成果の整理、②副葬品と埴輪祭祀、埋葬施設、韓半島系遺物の出土状況、関東各地の古墳群造営、人とモノの地域間交流の再検討が必要とする。かつ、歴史再構築の基盤となる年代決定に関して、須恵器、土師器、馬具の編年案を基に、『前方後円墳集成』を加味した提出者小森哲也独自の編年案を提示する。

第1章第1節では、第二次大戦後から現在までに至る国家形成にお

ける古墳時代の位置づけについて、小林行雄、直木孝次郎、西嶋定生、石母田正、サーリンズ、門脇禎二、近藤義郎、都出比呂志、和田晴吾、岩永省三、白石太一郎、鈴木靖民、広瀬和雄らを挙げ、国家段階成立期に関して①前方後円墳体制に代表される3世紀、②5世紀末から6世紀以後、③7世紀の律令制整備以後とする考えがあったとする。また、古墳時代そのものについても、①政治的中枢が形成され階級的支配が存在した段階、②古墳時代を首長制的性格の強い段階とそれ以後の集権的性格の強い段階に区別、③有力首長を中心に中央と地方の政治的関係が成立して政治的結集を図った段階とする見解があったとする。

第2節では、後の郡に相当する評が成立した時期に関して、孝徳朝、大宝律令施行以後とする文献史学の見解、孝徳朝成立説を否定する考古学の見解があったが、現在では出土木簡から7世紀後半～末に評が成立したとされており、文献史学と考古学では見解に相違があるものの、公地公民制を基本とする古代律令国家成立過程では、中央から派遣される国司のもとに地方有力者である国造が郡司に登用された任用形態が7世紀史を復元するうえで最も重要であるとする。次に、古墳築造の背景の一つとされる「擬制的同祖同族関係」に関する民族学・民俗学・文献史学・考古学の研究を挙げ、前方後円墳の導入時期には地域差がきわめて大きいものの、列島規模では6世紀末～7世紀初頭に前方後円墳がほぼ全域に築造されて普及することから、これを擬制的同祖関係によるものとするより、きわめて政治的なものとしたほうがより現実的とする。

第2章では、第1節で栃木県南部の思川と姿川流域に築造された全長（直径・一辺）50mを超える前方後円墳11基、円墳6基、方墳1基で構成されるしもつけ古墳群が下野最高ランクの首長墓であり、これらの古墳が墳丘第一段に低平な基壇をもつこと、前方部に石室を築くこと、凝灰岩切石を用いた横穴式石室を有することから、これらの特徴を備えた古墳を「下野型古墳」と規定する。次に下野型古墳に関する現在までの研究成果から、①下野型古墳が他に例を見ない基壇、前方部の石室、凝灰岩大型切石使用横穴式石室を有し、内外に強烈な個性を主張する排他性と独占性に富む、②基壇が大型古墳から径20m程度の円墳にまで採用される築造法であり、墳丘に対する特殊な共通意識がみられる、③基壇と下野型石棺石室の両者が6世紀後半以後の大小前方後円墳や円墳に採用され、前方後円墳消滅後も大型の円墳や方墳に引き継がれていく、④大型の切石を用いた石棺式石室が大規模古墳に限定される一方、中小古墳が川原石を用いた横穴式石室であることから、石棺式石室の優位性が明らかであり、⑥しもつけ古墳群が6地域に区分され、それぞれに首長系譜が存在したことから、下野型古墳そのものが6集団による連合体制を裏付け、6集団体制によって推戴された首長が地域の最高首長になったと結論付ける。さらに、栃木県内では5世紀末から7世紀後半まで全時期にわたって最も規模が大きい古墳が築かれたのがしもつけ古墳群であり、しもつけ古墳群の独自性と階層性、優位性が認められるとする。

第2節では、切石石室の分類と編年、石材加工度による切石石室の細分と編年、地域差による構造研究、馬具編年による切石使用石室の

年代観、有力首長墳と切石石室、被葬者像、系統と階層性、凝灰岩切石使用横穴式石室の分類と変遷、分布について従来の研究を検討し、石室平面形を、Ⅰ類（単室構造で玄室の平面形）、Ⅱ類（複室構造で玄室の平面が長方形）、Ⅲ類（複室構造で玄室の平面形が正方形か長方形）、Ⅳ類（玄室が胴張で最大幅が奥壁幅より大）、Ⅴ類（玄室が胴張で奥壁幅が玄門幅より非常に大）に分類し、Ⅰ類に6世紀第Ⅳ四半期、Ⅱ類に6世紀後半、Ⅲ類に6世紀末から7世紀前半、Ⅳ類に6世紀末、Ⅴ類に6世紀末から7世紀前半の年代を与え、Ⅰ類～Ⅳ類が思川・田川水系、Ⅴ類が芳賀地域に分布し、かつ、各類の石室が各地域にほぼ同時期に採用されているとする。また、栃木県内の横穴式石室の玄室規模を大中小に3区分し、①Ⅰ類には大と中、Ⅱ類とⅢ類には大のみ、Ⅴ類には大中小があること、②大が思川・田川水系の切石石室にかなりの頻度で存在するとした上で、これらが地域間・地域内での階層性を反映したものとする。

第3節では、「低位置突帯円筒埴輪」を有する古墳が前方後円墳に限られるとした加部二生の論を再確認しつつも、蛍光X線胎土分析によって同一古墳に立てられた埴輪の中に産地の異なる複数の粘土が用いられていることから、埴輪の生産体制・需給関係の再検討が必要と説く。また、下野市下石橋愛宕塚古墳では焼成後に底部を穿孔した須恵器大甕が墳丘裾部基壇上に並べられていることから、この古墳が築かれた時点には埴輪祭祀が消滅し、須恵器大甕祭祀へ移行していたとする。

第4節では、しもつけ古墳群とその周辺に存在する群集墳・集落の

変遷を通じて、当時の社会動向を復元する。群集墳に関しては、栃木県内の横穴式石室を「藤井型」と「飯塚型」に分け、これらを最有力首長と下位の首長層や群集墳の被葬者との系譜関係と階層性の現れとする大橋泰夫の説を受け、古墳と集落との関係を再検討した結果として、しもつけ古墳群の周辺で確認されている41ヶ所の集落遺跡が空白期を挟んで断続的に営まれたとし、古墳とそれを取り巻く集落との関係から、①群集墳が大規模古墳と連動して築かれた、②最有力首長層の古墳が集中する黒川左岸と思川左岸一帯が首長連合の墓域として強く意識されていた、③群集墳造営と集落の増加は単純に連動するのではなく、群集墳造営に先立って集落が整備されていたのであり、集落変遷の最終段階に出現した集落が奈良・平安時代を通じて地域の拠点的大集落に転換したとする。

第5節では、前方後円墳消滅後の終末期古墳の動向を検討し、前方後円墳消滅後も円墳や方墳として下野型古墳を作り続けた下野地域では、7世紀後半に郡衙の前身とも言える評衙に相当する西下谷田遺跡が出現したとする。

第3章では、第1節で神宮寺古墳の横穴式石室床面に敷き詰められていた埴を6類に分類し、これらに埴輪に用いられる「ハケメ」と須恵器に用いられる「叩き目」が認められることから、これらの埴の製作に埴輪工人と須恵器工人が関わっていたとする。さらに埴を使用した古墳を全国的に検討し、①床面のみに敷く例、②床面だけでなく側壁にも用いる例、③石棺の周囲に積む例、④棺台・閉塞・石棺被覆に用いる例、⑤立て並べて副葬品室を築く例があることを述べた上で、

神宮寺古墳のような埴の使用例が他になく、また時期も6世紀後半～末と埴使用古墳の中では最古段階にあり、これには南高岡窯跡群における須恵器生産の開始が密接に関係していたとする。

第2節では、築造後まもなく発かれたと考えられる益子町山守塚古墳と宇都宮市針ヶ谷新田古墳を取り上げ、大型円墳だけでなく群集墳のような小規模古墳にも石室を破壊し、被葬者を冒瀆する行為があったとし、かつその時期が7世紀前半以降であることから、律令国家成立前夜における地方の社会情勢に大きな変動があり、律令制を象徴する郡衙の設置に際して在来の勢力を否定するか、在来の勢力を避けて郡衙が造営されたとする。

第3節では、那須国造碑の碑文と正倉院第3号胡籙収納箭に刻まれた「下毛野奈須評」刻銘から、後の律令制による政治体制が藤原京段階に存在していたとする。さらに、7～8世紀の下野出土土器の移動形態に畿内から東国、東国から東北、韓半島から倭の3者があつたうち、韓半島から倭への移動に注目し、下野地域の韓半島系遺物である新羅系土器、サルポ（鏝）、佐波理匙が、『日本書紀』中の百濟滅亡記事と百濟人移配記事にみられる渡来人の技術と文化を受け入れた結果の一つとする。

第4節では、郡衙の可能性の高い西下谷田遺跡と下野薬師寺について論じる。西下谷田遺跡は7世紀第3四半期後半から7世紀第4四半期前半までと、7世紀第4四半期後半から8世紀第1四半期までの2時期にわたる遺跡である。竪穴住居150軒、掘立柱建物56棟、井戸12基、水場遺構3、鍛冶関連遺構1、道路遺構1、区画施設（掘立柱塀）

などからなる大遺跡で、南辺塀中央に南門を設けた区画施設内は塀によって3分割され、掘立柱建物が整然と配される。当遺跡出土遺物には「寺」と墨書した土器、円面硯、高台付杯転用硯、金銅製毛彫馬具、下野薬師寺所用瓦など一般的な集落とは異なる官衙的遺物を含み、下野薬師寺との密接な関係を示しているとする。調査者の板橋正幸はI期を豪族の居宅と官衙が未分化の拠点的評衙とし、ここが選ばれた理由として、この地を根拠地にし、西下谷田遺跡I期とほぼ同時期に建立された下野薬師寺を造営した豪族下野氏の存在があったとする。また、田熊清彦は下毛野国では河内評衙がまず7世紀第3四半期後半から7世紀第4四半期前半に西下谷田遺跡の区画内施設に置かれ、次いで7世紀第4四半期後半に政庁が上神主・茂原官衙遺跡に移され、奈良時代前半には建物も建て替え整備されて下野国河内郡家として機能していったとする。これらの研究を受けて、本論文提出者は西下谷田遺跡区画施設南門に取りつくように道が確認されている点を重要視し、古代東山道に隣接して評衙（郡衙）が設置されている点、郡衙遺跡である上神主・茂原遺跡の政庁の中軸線上に円墳が破壊されずに残されている点を問題とする。郡衙中枢部の真南に古墳が存在する例は全国的には極めて異例であるが、上神主・茂原遺跡にあった河内評衙の造営主体者が円墳に葬られた被葬者の後継者であったためと推測する。

次に、この地を本拠地としていた下野氏が建立したとされる下野薬師寺の建立事情について考察する。西下谷田遺跡に河内評衙が置かれて間もなく、遺跡南方約8.2kmで下野薬師寺の建立が始まる。下野薬師寺の発願時期は大和川原寺系重弧文軒平瓦が出土していることから

天武朝期であることがほぼ確実であるが、その建立の背景については①東国と東北政策上で重要であった、②移配された渡来人が大陸の先進文化を有していた、③下野の在地豪族出身で中央貴族化した下毛野氏の代表で7世紀後半から8世紀初頭に活躍した下野朝臣古麻呂の存在とする佐藤信の説を採る。

第4章では、石棺式石室、横穴式木室、地下式横穴墓を基に地域間交流の実態に迫る。第1節では、肥後・出雲東部・伯耆西部・下野の石棺式石室を平面形からⅠ類（玄室に直接羨道が付く単室構造で、玄室の平面形が縦長長方形）、Ⅱ類（玄室に直接羨道が付く単室構造で、玄室の平面形が横長長方形）、Ⅲ類（前室・後室の複室構造で、玄室の平面形が縦長長方形）、Ⅳ類（前室・後室の複室構造で、玄室の平面形が横長長方形）、Ⅴ類（前室・後室の複室構造で、玄室の平面形が正方形）の5類に大別し、これをさらに側壁が内傾するa類、側壁が直立するb類に細別して比較検討した結果、肥後・出雲東部・伯耆西部・下野の石棺式石室には互いに直接的な影響がみられないことから、設計や施工を担った個人あるいは集団の移動はなかったと結論付ける。その背景として、工人レベルとは次元を異にする首長間の交流があったとし、九州と東国を結ぶ要素として、①装飾古墳・横穴墓、②横穴墓のコの字型屍床、③地下式横穴墓、④縦穴系横口式石室、⑤玄室の胴張・複室構造など、畿内を介さない九州との直接あるいは間接的な交流があったとする。

第2節では、石を使わず粘土と木だけで構築した横穴式の埋葬施設（横穴式木室）を取り上げ、その被葬者像、系譜、形態分類、変遷に

ついて下野のみならず全国的に類例を挙げて検討する。現時点で確認できる84古墳の横穴式木室を壁・奥壁構築法、構築時期、墳形、木室規模、群構成、火化について、遠隔地域間に影響がみられることを提示し、その背景に律令制国家成立に向けての地域間情報ネットワークの活発化があったとし、交流が「モノ」「技術」「情報」だけでなく、「心」もまた交流していたと推測する。第3節では、栃木県真岡市磯山遺跡で発見された地下式横穴墓を対象に、地下式横穴墓の本場である九州との関係に迫る。しもつけ古墳群では例を見ない磯山遺跡の地下式横穴墓と日向・薩摩・大隅の地下式横穴墓とを考える際に重要なこととして、広く九州との関係を視野に置くことが重要であるとし、地下式横穴墓が存在する理由の一つとして、磯山遺跡の近くに彩色壁画をもつ桜川市花園3号墳や筑西市船玉古墳が存在すること、さらにはこれら壁画を有する装飾古墳が九州を起源とし、常陸から東北南部に存在することを挙げ、畿内を介さない九州と東国の交流が複数次にわたって存在していたと説く。

第4節では、チャイルドから現在に至る考古学の交流論を整理した上で、埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県の古墳にみられる6世紀から7世紀の石室に使用された石材と埴輪から関東地域内でも広域な地域間交流があったとする。さらに、古代東山道と豪族居館・馬具の分布を取り上げ、豪族居館と馬具の出土地を結ぶ幹線道が5世紀中葉以降には存在していたとする。

第5章では、第1節で東北南部・栃木・群馬・茨城・埼玉・東京・千葉・神奈川の後期と終末期の前方後円墳の消長を概観し、7世紀初

頭に前方後円墳が消滅する関東・東北地域が後の令制下の大国、7世紀初頭以後も前方後円墳の築造が継続される太平洋側の茨城・千葉の一部が後の令制下の小国にあたるとする。そして、前方後円墳消滅後に円墳から方墳へ移行する福島・栃木・埼玉・東京、円墳へと移行する神奈川・茨城、方墳に移行する群馬・千葉など地域毎の独自性が高まるとし、関東にも存在する八角形墳や上円下方墳に対しては、天皇陵とは切り離し、有力氏族との関係を重視すべきとする。第2節では、関東地域全域に5世紀前半から7世紀まで連続して築造された古墳群がないことを確認した上で、集成編年8期から9期に築造が開始され、以後12期まで継続的に築造されるA類、集成編年10期に大規模墳の築造が開始され、以後は方墳に転換するB類、集成編年10期に始まるが続かず空白期を経て12期に横口式石槨を持つ円墳と上円下方墳が築かれるC類に分かれるにもかかわらず最終的には円墳や方墳に集約されることから、地域の独自性を保ちながらも一定の枠を離れることがなかったことが関東地域の古墳を考える上で重要であるとする。

終章では、第1節で首長の在り方に関する和田晴吾、ギアツ、サーリンズなどの社会構成論を検討し、全国的な古墳の消長と大型古墳の動向からこれらが首長制社会における円錐形クランに対応するとする。次に古代国家形成論と関わる古墳と集落の検討から、大型古墳が継続して築造されて首長権継承システムが確立される5世紀後半以後、社会構造の複雑化に伴う群集墳の増加と広域首長連合による政治的ネットワークが確立される6世紀後半、前方後円墳の終焉と大型円墳・方墳への転換と埴輪祭祀が終焉する7世紀初頭、大規模集落の出現と群

集墳に方墳が採用される7世紀中葉、評衙の設置と寺の創建による社会構成の単純化、の段階を経て、律令国家が形成されたが、その歩みは一様でなく、共通性と独自性を併せ持ち、国郡（評）制に示される公地公民制を基盤とする中央集権化への歩みが古墳時代首長制の各地域の実態に即したものであったと結論付ける。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、しもつけ古墳群を対象として東国各地さらには全国的な古墳の動向を見据えながら栃木県南部における古墳時代後半の6世紀後半から律令国家が成立する7世紀までの政治的な発展過程を追究したものである。全篇を考古学的事実の緻密な分析と独自の年代観によって歴史を再構成するとともに、考古学的事実の解釈に当たっては考古学のみならず、文献史学、民族学、民俗学をも視野に入れており、この点が高く評価される。また、単なる政治的な変化としてではなく、国家形成に関わる国家論として捉えようとしている点は、従来の古墳時代研究には見られなかった視点であり、考古学をモノを超えた歴史学に高めようとする本論文提出者の意欲が強く感じられる。

古墳体制から律令国家体制への転換が五つの画期と階段を経て進展したことを考古学的資料に基づいて具体的に論じた点も実証的かつ堅実で、本論文提出者の30年以上にわたる緻密な考古学研究と発掘調査の成果を示すものとして高く評価できる。

また、栃木県南部という小地域を対象とした地域史の形を採っているが、全国的な視野に立った分析である点、考古学のみならず広く歴史学全体を見通した点、国家論を巡る学史の再整理と理論付けがなされている点も高く評価できる。古墳時代の象徴である前方後円墳体制が終り、律令国家の象徴である河内評衙の設置と下野薬師寺の創建に至る過程を詳細に描き出した点、律令体制を象徴する五畿七道制の一つである東山道が古墳時代に既に原型が築かれていたことを馬具の分布から証明した点も、古墳時代から律令国家への速やかな移行への原動力の一つであったことを示したものである。さらに、古墳時代から律令体制に至るまで倭政権の中枢であった畿内を介さない九州や新羅とのヒトとモノの交流の存在を提示したことも新たな視点として特筆される。

本論文の大きな目的が古墳時代から律令時代に至る国家論である以上、当時の経済基盤であった農業をはじめとする様々な生産体制、貢納体制、支配体制、管理体制、軍事体制など、国家体制に不可欠な諸要素が古墳時代にどのように醸成され、それが律令体制の中で如何に継承されたのかに関してさらなる分析研究が求められるが、考古学のみならず関連諸学の成果の上に東国を舞台として古代日本の政治的発展過程を実証的に描いた優れた論文として高く評価でき、本論文提出者小森哲也は博士（歴史学）の学位を授与されるに相応しいものと判断される。

平成26年2月15日

主査 國學院大學教授 吉田 恵二 ㊟

副査 國學院大學教授 谷口 康浩 ㊟

副査 國學院栃木短期大学教授 小林 青樹 ㊟